

【 検 査 】

1 5 3 M a c - 2 結合蛋白糖鎖修飾異性体等の算定間隔について

《令和 6 年 5 月 3 1 日》
《令和 8 年 6 月 1 日更新》

○ 取扱い

次の検査の算定は、原則として 3 か月に 1 回認められる。

- (1) D007「35」IV型コラーゲン
- (2) D007「38」プロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド（P-Ⅲ-P）
- (3) D007「41」IV型コラーゲン・7S
- (4) D007「45」ヒアルロン酸
- (5) D007「49」M a c - 2 結合蛋白糖鎖修飾異性体

○ 取扱いを作成した根拠等

IV型コラーゲン、プロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド（P-Ⅲ-P）、IV型コラーゲン・7S、ヒアルロン酸、M a c - 2 結合蛋白糖鎖修飾異性体は、いずれも肝の線維化を反映するマーカーであり、肝の線維化の評価に有用である。評価の間隔としては、病状が安定した慢性肝疾患の経過観察期間を考慮し、通常 3 か月に 1 回が妥当なものと考えられる。

以上のことから、これら検査の算定は、原則として 3 か月に 1 回認められると判断した。